

## 社会福祉法人石川県社会福祉協議会会長表彰要綱

### (趣旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会、社会福祉団体の役職員で、多年に亘り献身的に活動を続け、その功績顕著な者並びに社会福祉活動に協力、援助したものに対してこれを表彰し、又は感謝の意を表して、その功績をたたえ労苦に報いるとともに、社会福祉事業の進展に資するものである。

### (表彰、感謝の方法)

第2条 この要綱による表彰又は感謝は、毎年行うものとする。

2 表彰又は感謝は、石川県社会福祉大会及び業種別大会でこれを行うものとする。

第3条 表彰又は感謝は、本会会長名の表彰状又は感謝状を贈呈してこれを行うものとする。

### (表彰、感謝の対象)

第4条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員で、その功績顕著な者
- (2) 社会福祉事業従事者で、その功績顕著な者
- (3) 社会福祉事業関係団体役員等で、その功績顕著な者
- (4) ボランティア活動が、特に優秀な個人及び団体
- (5) 社会福祉活動が、特に優秀な社会福祉協議会、その他関係団体

第5条 本会会長が感謝の意を表するものは、社会福祉活動に積極的に協力又は援助し、その功績顕著なものとする。

### (表彰該当の資格)

第6条 表彰に該当する資格は、次の表の条件を具備する個人及び団体で、現職及び活動継続中に限るものとする。

表彰区分	表彰条件
民生委員・児童委員	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）ただし、在職期間中その功績が抜群な者及び会長（旧：総務）等の要職にあって、その功績が顕著な者については、勤続年限を短縮することができる。
社会福祉事業従事者	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。公立の社会福祉施設の場合は、現業に従事する者に限る。）ただし、保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）の職員にあっては18年以上とする。（幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合は、認定こども園からの勤務した年数を通算するものとする。）
社会福祉事業関係団体役員等	15年以上（在職期間が中断されている場合は、在職期間を通算するものとする。）ただし、役員は、市町段階の役職（郡組織の役員期間も含む）とする。
ボランティア活動者・活動団体	8年以上
社会福祉協議会その他関係団体	社会福祉活動が優秀で、業績顕著な団体

(感謝該当の資格)

第7条 感謝に該当する資格は、社会福祉活動の各般に亘り、積極的に協力又は援助した個人及び団体とする。

(特別賞の対象と資格)

第8条 本会に特別賞として直山賞を設け、次の各項に定めるものとする。

2 民間社会福祉事業（施設、団体その他）の創設、再建、育成、運営に顕著な貢献があり、かつ将来性のあるものであること。

3 この賞は、直山事業基金より生ずる果実をもって充てる。

(候補者の推せん)

第9条 各市町社会福祉協議会会长は、この要綱に定める表彰又は感謝に該当するものを、候補者として、別紙様式により、本会会長に推せんする。

2 本会専務理事は、特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、候補者を本会会長に推せんすることができる。

3 直山賞を除く、各項の候補者は原則として、市町長又は市町社会福祉大会長等の表彰を受けているものとする。

4 この要綱に定める各項の該当者は原則として、上位表彰を受けた者は除くものとする。

(表彰審査委員会)

第10条 表彰又は感謝の該当者を審査するため、表彰審査委員会を設置する。

2 表彰審査委員会は、本会会長の委嘱する委員若干名をもって組織し、委員の互選により委員長をおく。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 表彰審査委員会は、推せん書により、その功績について審査を行い、会長に答申するものとする。

5 この委員会の運営に必要な費用弁償は、社会福祉法人石川県社会福祉協議会費用弁償支給規程による。

(表彰、感謝の決定)

第11条 本会会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰又は感謝の該当者を決定し、推せん者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

この要綱は、平成18年6月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成21年7月 3日から施行する。

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。